

# 大分県報

令和七年  
第五七四号  
一月十日

（金曜日）

## 目次

### 告示

指定予定保安林.....一

### 告示

#### 大分県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和七年一月十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

#### 一 保安林予定森林の所在場所

竹田市久住町大字久住字蟻通四〇〇四番八（次の図に示す部分に限る。）

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### （一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字蟻通四〇〇四番八（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）